

しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しさく すいしん かん ほうりつ
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
れいわ ねんほうりつだい ごう
(令和4年法律第50号)

もくじ
目次

だいいっしょう そうそく だいいちじょう だいいじゅうじょう
第一章 総則 (第一条—第十条)

だいにしょう きほんてきしさく だいいじゅういちじょう だいいじゅうろくじょう
第二章 基本的施策 (第十一条—第十六条)

ふそく
附則

だいいっしょう そうそく
第一章 総則

もくてき
(目的)

だいいちじょう ほうりつ すべ しょうがいしゃ しゃかい こうせい いちいん しゃかい けいざい ぶんか
第一条 この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化そ
の他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及
び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑
み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を
定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の
取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障
害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全
ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し
合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だいにじょう ほうりつ しょうがいしゃ しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう
第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)

だいにじょうだいいちごう きてい しょうがいしゃ
第二条第一号に規定する障害者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だいさんじょう しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しさく すいしん つぎ かか
第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲
げる事項を旨として行われなければならない。

いち しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しゅだん かのう かぎ
一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限
り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

四 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。
（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。
（国民の責務）

第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の

じゅうようせい かん かんしん りかい ふか つと
重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

かんけいしゃそう ご れんけいおよ きょうりよく
(関係者相互の連携及び協力)

だいななじょう くに ちほうこうきょうだんたい じぎょうしゃ た かんけいしゃ しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ
第七条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び
りょうなら いしそつう かか しきく こうりつてき こうかてき すいしん そうご れんけい ほか
利用並びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を
りながら きょうりよく つと
りながら協力するよう努めなければならない。

しょうがいしゃとう いけん そんちょう
(障害者等の意見の尊重)

だいはちじょう くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう
第八条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に
かか しきく こう あ しょうがいしゃ しょうがいじ ほごしゃ た かんけいしゃ いけん き
係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、
いけん そんちょう つと
その意見を尊重するよう努めなければならない。

しょうがいしゃきほんけいかくとう かんけい
(障害者基本計画等との関係)

だいきゅうじょう せいふ しょうがいしゃきほんほうだいじゅういちじょうだいいつこう きてい しょうがいしゃきほんけいかく
第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、
とどうふけん どうじょうだいにこう きてい とどうふけんしょうがいしゃけいかく しちょうそん どうじょうだいさんこう きてい
都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定
する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律
しちょうそんしょうがいしゃけいかく さくてい また へんこう ばあい とうがいけいかく ほうりつ
の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

2 せいふ しょうがいしゃきほんほうだいじゅうさんじょう きてい こっかい ていしゅつ ほうこくしょ
政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、
しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しきく じっし じょうきょう あき
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らか
になるようにするものとする。

ほうせいじょう そちとう
(法制上の措置等)

だいじゅうじょう せいふ しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しきく じっし
第十条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施
ひつよう ほうせいじょうまた ざいせいじょう そち た そち こう
するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

だいにしょう きほんてきしきく 第二章 基本的施策

しょうがいしゃ じょうほうしゅとくとう し ききとう
(障害者による情報取得等に資する機器等)

だいじゅういちじょう くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ じょうほう じゅうぶん しゅとくおよ りょうなら
第十一条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに
えんかつ いしそつう し じょうほうつうしん きき た ききおよ じょうほうつうしんぎじゅつ かつよう えきむ
円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務
い か じょうおよ だいじゅうごじょう しょうがいしゃ じょうほうしゅとくとう し ききとう
(以下この条及び第十五条において「障害者による情報取得等に資する機器等」と

いう。)の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等に
関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助
を行う者(次項及び第三項において「障害者等」という。)に対する情報提供及び入手
の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の
利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する
機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談
への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するため
に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の
向上に資するよう、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他
の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供
する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協
力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(防災及び防犯並びに緊急の通報)

第十二条 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び
防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備
充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑
な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による
緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気
通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立
した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とす
る情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにす

るため、障害者^{しょうがいしゃ}とその他の者の意思疎通^{いしそつう}の支援^{しえん}を行う者^{おこなもの}(第十五条において「意思疎通支援者^{いしそつうしえんしゃ}」という。)の確保^{かくほ}、養成^{ようせい}及び資質^{およ}の向上^{ししつ}その他の必要な施策^{こうじょう}を講ずるものとする。

2 国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、医療^{いりょう}、介護^{かいご}、保健^{ほけん}若しくは福祉^{ふくし}に係るサービス^{かか}を提供^{ていきょう}する者^{もの}、学校^{がっこう}の設置^{せつち}者^{しゃ}、事業主^{じぎょうぬし}、交通施設^{こうつうしせつ}、(移動施設^{いどうしせつ}を含む。)^{ふく}を設置^{せつち}する事業者^{じぎょうしゃ}、電気通信^{でんきつうしん}若しくは放送^{ほうそう}の役務^{えきむ}を提供^{ていきょう}する事業者^{じぎょうしゃ}又は文化芸術施設^{ぶんかげいじゆつしせつ}、スポーツ施設^{しせつ}若しくはレクリエーション施設^{しせつ}の管理^{かんり}若しくは運営^{うんえい}を行う者^{おこなもの}が行う障害者^{しょうがいしゃ}による情報^{じょうほう}の十分な取得^{しゅとく}及び利用^{りよう}並びに円滑^{えんかつ}な意思疎通^{いしそつう}のための取組^{とりぐみ}を支援^{しえん}するために必要な施策^{ひつよう}を講ずるよう努^{つと}めるものとする。

(障害者^{しょうがいしゃ}からの相談^{そうだん}及び障害者^{しょうがいしゃ}に提供^{ていきょう}する情報^{じょうほう})

第十四条 国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、障害者^{しょうがいしゃ}からの各種^{かくしゆ}の相談^{そうだん}に^お応ずるに当たっては、障害者^{しょうがいしゃ}がその必要^{ひつよう}とする情報^{じょうほう}を十分に取得^{しゅとく}し及び利用^{りよう}し並びに円滑^{えんかつ}に意思疎通^{いしそつう}を図ることができるよう配慮^{はいりよ}するものとする。

2 国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、障害者^{しょうがいしゃ}に情報^{じょうほう}を提供^{ていきょう}するに当たっては、その障害^{しょうがい}の種類^{しゆるい}及び程度^{およ}に応じてこれを^{おこな}行うよう配慮^{はいりよ}するものとする。

(国民^{こくみん}の関心^{かんしん}及び理解^{りかい}の増進^{ぞうしん})

第十五条 国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、障害者^{しょうがいしゃ}による情報^{じょうほう}の十分な取得^{しゅとく}及び利用^{りよう}並びに円滑^{えんかつ}な意思疎通^{いしそつう}の重要性^{じゅうようせい}に関する国民^{こくみん}の関心^{かんしん}と理解^{りかい}を深^{ふか}めるよう、障害者^{しょうがいしゃ}による情報^{じょうほう}取得^{しゅとく}等に^し資^きする機器^{きき}等の有用性^{ゆうようせい}、障害者^{しょうがいしゃ}による円滑^{えんかつ}な意思疎通^{いしそつう}において意思疎通支援者^{いしそつうしえんしゃ}が果た^はす役割^{やくわり}等^{とう}に関する広報活動^{こうほうかつどう}及び啓発活動^{けいはつかつどう}の充^{じゅう}実^{じつ}その他の必要な施策^{たひつよう}を講ずるものとする。

(調査研究^{ちようさけんきゅう}の推進^{すいしん}等)

第十六条 国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、障害者^{しょうがいしゃ}による情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及び利用^{りよう}並びに意思疎通^{いしそつう}に関する調査^{かん}及び研究^{ちようさ}を推進^{およ}し、その成果^{けんきゅう}の普及^{すいしん}に努^{せいか}めるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。